

農林水第6号  
監第26号  
令和2年（2020年）4月14日

熊本県建設業関係団体各位

熊本県農林水産部長  
熊本県土木部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の  
対応について

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う工事及び業務（以下「工事等」という。）の一時中止の対応等については、「施行中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月27日付け農林水第215号・監第831号）等によりお知らせしてきたところですが、令和2年（2020年）4月7日に内閣総理大臣より発出された緊急事態宣言及び令和2年4月8日付け国土入企第6号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知を踏まえ、本県における工事等の対応について、別添のとおり定めましたので、参考までにお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられていることから、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すよう、貴団体会員へ周知くださいますようお願いいたします。